

平成二十二年内閣府令第八号

資金移動業等の指定紛争解決機関に関する  
内閣府令  
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令を次のように定める。

第一次  
附則

- 第一章 総則（第一条～第六条）
- 第二章 業務（第七条～第十四条）
- 第三章 監督（第十五条・第十六条）
- 第四章 雜則（第十七条）

第二章 総則

（定義）

第一条 この府令において「指定紛争解決機関」

、「紛争解決等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」又は「紛争解決等業務の種別」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条（法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定紛争解決機関、紛争解決等業務、苦情処理手続、紛争解決手続又は紛争解決等業務の種別をいう。

第二条 この府令において「手続実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する手続実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。

第三条 この府令において「手続実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する手續実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。

第四条 この府令において「手続実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する手續実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。

第五条 この府令において「手續実施基本契約」又は「資金移動業等関係業者」とは、それぞれ法第九十九条第一項に規定する手續実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。

第六条 法第五十九条第一項に規定する手續実施基本契約又は資金移動業等関係業者をいう。

規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第十五条第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手續実施基本契約の解除に関する事項その他の手續実施基本契約の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（準用銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならることとされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた資金移動業等関係業者による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたりて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五条において同じ。）に金融庁長官により公表されている資金移動業等関係業者（次条及び第六条第二項において「全ての資金移動業等関係業者」という。）の数で除して行うものとする。（資金移動業等関係業者に対する意見聴取等）

ハ 資金移動業等関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上

口 説明会の開催年月日時及び場所  
れたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファ

の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日（二以上）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

ハ 資金移動業等関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

二 全ての資金移動業等関係業者の説明会への出席の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第九十九条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

六 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

（指定申請書の添付書類）

一 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

二 电磁的記録媒体（电磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

二 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第九十九条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

六 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

（指定申請書の添付書類）

一 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

二 电磁的記録媒体（电磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

二 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第九十九条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

六 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

（指定申請書の添付書類）

一 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

二 电磁的記録媒体（电磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

（指定申請書の提出）

第五条 準用銀行法第五十二条の六十三第二項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

第六条 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

（指定申請書の添付書類）

一 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

二 电磁的記録媒体（电磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

二 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第九十九条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

六 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

（指定申請書の添付書類）

一 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

二 电磁的記録媒体（电磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

二 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第九十九条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

六 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

（指定申請書の添付書類）

一 準用銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に記載する書類とする。

二 电磁的記録媒体（电磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを受け付ける方法

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

二 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

三 全ての資金移動業等関係業者の意見書の提出の有無

達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

准用銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、組合員又は総出資者の議決権）をいう。次号及び第十五条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行なうべき者を含む。以下この項、第九条及び第十条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十三条の十に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名前を当該役員の氏名に併せて準用銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の旧氏及び名前を証するものでないときは、当該旧氏及び名前を証する書面）

五 役員が法第九十九条第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 役員の履歴書（役員が法人である場合に、当該役員の沿革を記載した書面）

七 紛争解決委員（準用銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十三条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び

次号並びに第十五条において「役員等」といふ。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八 役員等が、暴力団員等（準用銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。）の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

## 第二章 業務

### （業務規程で定めるべき事項）

**第七条** 準用銀行法第五十二条の六十七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

第六条 準用銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入資金移動業等関係業者の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入資金移動業等関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができるのこととする。

（実質的支配者等）

**第九条** 準用銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える關係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指揮する者であつて、事業上の関係に照らして指揮する者であることを当該役員が誓約する書面

八 前各号に掲げる者のはか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に對する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

ことにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であった者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものの代表者又は代理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人である者又は役員若しくは代理人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者を代表者とする者

九 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

十 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

十一 第二号に掲げる者が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

十二 特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者の資金調達額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のはか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配して資金調達額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者（苦情処理手続に関する記載事項等）により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に關し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入資金移動業等関係業者の利用者が資金移動業等関連苦情の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入資金移動業等関係業者の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入資金移動業等関係業者の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

二 指定紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。（紛争解決委員の利害関係等）

**第十二条** 準用銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る準用銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者は、次に掲げる者のいづれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族（三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る資金移動業等関連紛争について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれであった者

五 当当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

六 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談）

2 準用銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

二 生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費費生活コンサルタントの資格

三 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

二 準用銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

二 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

三 弁護士

本校学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

一 判事

ハ 司法事務補

二 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

一 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

一 ハ行行為の概要

二 次に掲げる職の一つ又は二以上にあってその年数が通算して五年以上である者

一 改善策

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は準用銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている資金移動業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 資金移動業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該資金移動業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合には作成者、通数その他面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

二 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

三 準用銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

四 資金移動業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合には作成者、通数その他面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手續実施記録の保存及び作成）

二 紛争解決手続において特別調停案（準用銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（準用銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

二 指定紛争解決機関は、準用銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 準用銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合、手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び資金移動業等関係業者の商号

二 次に掲げる場合、指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないこと

三 次に掲げる場合、指定紛争解決機関の役員等となつた者による誓約

三 次に掲げる場合、資金移動業等関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該資金移動業等関係業者の商号

四 次に掲げる場合、次に掲げる事項

一 行為が発生した當業所又は事務所の名称又は名称及び役職名

二 行為の概要

三 準用銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 準用銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 資金移動業等関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先については、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入資金移動業等関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事實を知つたとき。

## 附 則

- 3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならぬ。(紛争解決等業務に関する報告書の提出)
- 第十六条** 準用銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるもの添付しなければならない。
- 3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
- 4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をするごとにについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

## 第四章 雜則

- 第十七条** 金融庁長官は、法、資金決済に関する法律施行令又はこの府令の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。
- 2 金融庁長官は、前条第三項に規定する承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。
- 3 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- 一 当該申請を補正するため必要と認められる期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するため必要と認められる期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するため必要とする期間

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号)附則

第一条 第五号に定める日から施行する。

附則(平成二四年七月六日内閣府令第

(施行期日)抄

この府令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する

第一条 第五号に定める日から施行する。

附則(平成二九年三月二四日内閣府令第

(施行期日)抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年三月二三日内閣府令第

(施行期日)抄

この府令は、公布の日から施行する。

附則(平成二九年三月二四日内閣府令第

(施行期日)抄

この府令は、公布の日から施行する。

## 別紙様式(第16条関係)

別紙様式(第16条関係)「改正銀行法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号)附則」第一条第五号に定める日から施行する。  
 第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。  
 附則(平成三十〇年五月三十日内閣府令第  
 (施行期日)  
 四六号)抄  
 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。  
 (業務に関する報告書等に係る経過措置)  
 第三条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式 第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令別紙様式、第六条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則附属雑形、第八条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼營等に関する法律施行規則別紙様式、第九条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第二十三号、第十条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第八号の二及び第二十二号、第十三条の規定による改正後の資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式並びに第十八条の規定による改正後の金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令別紙様式は、この府令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則(平成二八年三月一日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第七五号)抄  
 この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。  
 附則(令和元年一月二一日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第四四号)抄  
 この府令は、公布の日から施行する。  
 附則(令和三年六月三〇日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第五〇号)抄  
 この府令は、公布の日から施行する。  
 附則(令和五年五月二六日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第八七号)抄  
 この府令は、公布の日から施行する。

別紙様式(第16条関係)「改正銀行法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号)附則」第一条第五号に定める日から施行する。  
 第一条 この府令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るために資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。  
 附則(令和五年一二月二七日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第二〇二号)抄  
 この府令は、公布の日から施行する。  
 附則(令和五年一二月二七日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第二〇三号)抄  
 この府令は、公布の日から施行する。

別紙様式(第16条関係)「改正銀行法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号)附則」第一条第五号に定める日から施行する。  
 第一条 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。  
 附則(平成二九年四月一日内閣府令第  
 (施行期日)  
 第二四号)抄  
 この府令は、銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「入管法等改正法」という。)の施行の日(平成三十一年六月一日)から施行する。



在来の(生)葉	
「樹皮」	、皆が喜んで飲む茶葉を採る。茶葉は新芽を茶葉と呼ぶ(他の葉は茶葉ではない)。
「葉」	は、茶葉を炒めたり(炒め茶)。
「茎」	は、茶葉を炒めたり(炒め茶)。
「花」	は、茶葉を炒めたり(炒め茶)。
「根」	は、茶葉を炒めたり(炒め茶)。

貢付事件内訳			
順番	期初の未済	期末	
		当期の新受け取扱いの未済分	当期の新受け付
(記載上の注意)			

引手料合手手取契約の取扱い(如題ハ(例)事件)										(備註: 有)	
種類	請求書の取扱い										備註
	支拂期日 Y	支拂期日 M	支拂期日 W	支拂期日 D	支拂期日 H	支拂期日 G	支拂期日 F	支拂期日 J	支拂期日 A	支拂期日 B	
<b>21</b>											
種類	出事由の取扱い	代理人(法的代理人を除く)の取扱い	利害関係人(法人)の取扱い	利害関係人(個人)の取扱い	法的代理人(一方法人なし)	法的代理人(一方個人なし)	法的代理人(二方法人あり)	法的代理人(二方個人なし)	法的代理人(三方法人あり)	法的代理人(三方個人なし)	法的代理人(四方法人あり)
<b>22</b>											
種類	出事由の取扱い	代理人(法的代理人を除く)の取扱い	利害関係人(法人)の取扱い	利害関係人(個人)の取扱い	法的代理人(一方法人なし)	法的代理人(一方個人なし)	法的代理人(二方法人あり)	法的代理人(二方個人なし)	法的代理人(三方法人あり)	法的代理人(三方個人なし)	法的代理人(四方法人あり)
<b>23</b>											
種類	出事由の取扱い	代理人(法的代理人を除く)の取扱い	利害関係人(法人)の取扱い	利害関係人(個人)の取扱い	法的代理人(一方法人なし)	法的代理人(一方個人なし)	法的代理人(二方法人あり)	法的代理人(二方個人なし)	法的代理人(三方法人あり)	法的代理人(三方個人なし)	法的代理人(四方法人あり)

計		前半報告書提出の有無	後半報告書提出の有無	提出者数	提出者平均年齢
回数	件数				
1回	1	○	○	1	30歳
2回	1	○	○	1	30歳
3回	1	○	○	1	30歳
4回	1	○	○	1	30歳
5回	1	○	○	1	30歳
6回	1	○	○	1	30歳
7回	1	○	○	1	30歳
8回	1	○	○	1	30歳
9回	1	○	○	1	30歳
10回	1	○	○	1	30歳
11回	1	○	○	1	30歳
12回	1	○	○	1	30歳
13回	1	○	○	1	30歳
14回	1	○	○	1	30歳
15回	1	○	○	1	30歳
16回	1	○	○	1	30歳
17回	1	○	○	1	30歳
18回	1	○	○	1	30歳
19回	1	○	○	1	30歳
20回	1	○	○	1	30歳
21回	1	○	○	1	30歳
22回	1	○	○	1	30歳
23回	1	○	○	1	30歳
24回	1	○	○	1	30歳
25回	1	○	○	1	30歳
26回	1	○	○	1	30歳
27回	1	○	○	1	30歳
28回	1	○	○	1	30歳
29回	1	○	○	1	30歳
30回	1	○	○	1	30歳
31回	1	○	○	1	30歳
32回	1	○	○	1	30歳
33回	1	○	○	1	30歳
34回	1	○	○	1	30歳
35回	1	○	○	1	30歳
36回	1	○	○	1	30歳
37回	1	○	○	1	30歳
38回	1	○	○	1	30歳
39回	1	○	○	1	30歳
40回	1	○	○	1	30歳
41回	1	○	○	1	30歳
42回	1	○	○	1	30歳
43回	1	○	○	1	30歳
44回	1	○	○	1	30歳
45回	1	○	○	1	30歳
46回	1	○	○	1	30歳
47回	1	○	○	1	30歳
48回	1	○	○	1	30歳
49回	1	○	○	1	30歳
50回	1	○	○	1	30歳
51回	1	○	○	1	30歳
52回	1	○	○	1	30歳
53回	1	○	○	1	30歳
54回	1	○	○	1	30歳
55回	1	○	○	1	30歳
56回	1	○	○	1	30歳
57回	1	○	○	1	30歳
58回	1	○	○	1	30歳
59回	1	○	○	1	30歳
60回	1	○	○	1	30歳
61回	1	○	○	1	30歳
62回	1	○	○	1	30歳
63回	1	○	○	1	30歳
64回	1	○	○	1	30歳
65回	1	○	○	1	30歳
66回	1	○	○	1	30歳
67回	1	○	○	1	30歳
68回	1	○	○	1	30歳
69回	1	○	○	1	30歳
70回	1	○	○	1	30歳
71回	1	○	○	1	30歳
72回	1	○	○	1	30歳
73回	1	○	○	1	30歳
74回	1	○	○	1	30歳
75回	1	○	○	1	30歳
76回	1	○	○	1	30歳
77回	1	○	○	1	30歳
78回	1	○	○	1	30歳
79回	1	○	○	1	30歳
80回	1	○	○	1	30歳
81回	1	○	○	1	30歳
82回	1	○	○	1	30歳
83回	1	○	○	1	30歳
84回	1	○	○	1	30歳
85回	1	○	○	1	30歳
86回	1	○	○	1	30歳
87回	1	○	○	1	30歳
88回	1	○	○	1	30歳
89回	1	○	○	1	30歳
90回	1	○	○	1	30歳
91回	1	○	○	1	30歳
92回	1	○	○	1	30歳
93回	1	○	○	1	30歳
94回	1	○	○	1	30歳
95回	1	○	○	1	30歳
96回	1	○	○	1	30歳
97回	1	○	○	1	30歳
98回	1	○	○	1	30歳
99回	1	○	○	1	30歳
100回	1	○	○	1	30歳

（記載上の注意）

- 「贈呈」には、贈呈額及び手渡しを実施した資金移動箇等関連取引の種類を記載すること。
- 前申請の委員の職務ごとに整理した上、各職務ごとの外れを記載すること。
- 署名の手帳申請委員を基底とした場合には、その職務ごとに記載すること。
- 前申請の手帳（不記載及び修正を除く）の所持期間等（当面の所存件数）

(単位:年)	(単位:件)	(単位:件)
高齢期間	件数	内訳
1月未満	1回	既
1月以上～3ヶ月未満	2回	既
3ヶ月以上～6ヶ月未満	3回	電子メール
6ヶ月以上～1年未満	4回	ファックス
1年以上～2年未満	5～10回	文書の送付
2年以上	11回以上	その他
3年	14回	ハ

計	計	小計
(記載上の注意)		

「復讐以外」には、復讐と使用した場合を含む。
※ 競争解決等業務の料金等の貢献 (当社の実況)

(4) 証券解除等実績に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

類型	苦惱を抱 持続して保 持するもの	新規を抱 持続して保 持するもの	(単位: %)	
			その他の 原因	合計
持続的・持続的苦悶の宮口英義に 該当するもの				
持続的又は持続的苦悶の 宮口英義に該当するもの				
持続的又は持続的苦悶の 宮口英義に該当するもの				
手続的行為に該当するもの				
實質的・本質的、表現、前の保障				

に沿うるなり

取扱・費用に関するもの			
苦情改善手続又は紛争解決手続の結果に関するもの			
その他			
計			

(記載上の注意)

12 各階の差別規制ごとに監視した上、各規制ごとの苦情件数を記載すること。  
13 他の指定局等機関からのものとの重複の状況

14 その他記事項

(記載上の注意) 銀行券争解決機関の役員(法人でない団体で代表者又は監理人の立場のあるものにあっては、その代表者又は監理人)、争解決委員等の関係者が禁固以前の上級に免ぜられた場合、謹慎、勾留された場合、某事件に関し起訴された場合、重罪に付刑せられた場合を除く。一般取扱額が銀團規約に該当する場合を除く。